

「開示請求における権利の濫用についてのガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について

◆ 意見募集期間 1月31日(月)～3月1日(火)

◆ 提出意見の総数 9件

主な御意見

東京都の考え方

- ・開示請求の権利の濫用って国民、都民の知る権利ですよ？それを濫用なんて横暴だと思う。
- ・極端事例をあげて開示請求そのものの間口を不当に狭めようとすることは市民に対する背信行為。
- ・本ガイドライン（案）は、開示請求が悪であるとの印象操作を行っており取り下げのべきである。
- ・本邦ではひとたびガイドラインを定めると、ガイドラインが独り歩きを始め、それに思考も判断も拘束されてしまうケースが多々見られる。本ガイドラインを定める必要があるのかが判然としない。本ガイドライン（案）を拙速に定める必要はない。
- ・権利濫用事例の根本的原因は、そもそも都からの申請者への情報提供が不十分であるためであり、まずそれらの問題の解決を優先して取り組むべきである。
- ・開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項を的確に記載することは困難である場合が多い。開示請求書の内容が「～の理由・根拠」、「～の一切」となることはごく自然であり、このような表現をガイドラインに記載することは不適切であると考える。
- ・権利濫用とする前に手軽にスマートフォンやパソコンで開示請求できるよう手作業を簡略化するIT化を進めてほしい。
- ・明らかな犯罪行為を「権利濫用」のカテゴリとして論じることは、議論をいたずらに混乱せしむることを企図したとしか考えられず、不当不法であるから、本ガイドライン（案）は取り下げられるべきである。
- ・このガイドラインにおいて、東京都は、権利の濫用が見られる場合の客人に対して、退出を口頭で指示できる旨を追加することは可能ですか。
- ・類型の「1」「2」「3」については、表示が分かりにくいので、「類型1」「類型2」「類型3」と修正してください。

本ガイドラインは、情報公開審査会の答申において権利の濫用であると解された開示請求事例を踏まえ、著しく不適正な開示請求があった場合の実施機関における取扱いについて明確にし、条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するために策定するものです。

本ガイドライン策定後の運用に当たっては、開示請求権の行使を妨げることのないよう十分に注意してまいります。

別紙請求事例は、情報公開審査会答申で権利の濫用であると解された実際の開示請求事例を列挙したものと異なりますが、開示請求においては、必要な公文書が特定されるよう条例に基づき適切に対応してまいります。

今後も利便性の向上に努めてまいります。

誹謗中傷等の行為については、開示請求時等において他の行為と併せて行われている状況があるため事例として挙げています。

権利の濫用に当たるか否かについては、慎重に判断をする必要がありますので、原案のとおりとさせていただきます。

御意見のとおり修正いたします。